特定口座 譲渡損益額のお知らせの見方【マイページ版】

書類の目的

特定口座（源泉徴収あり）でのお取引における源泉徴収・還付額についてお知らせするものです。

作成日・交付日

・ 特定口座（源泉徴収あり）で解約されたお客様に対してお取引の約定日に作成し、翌営業日以降に交付いたします。

例

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

取引店	口座番号	基準日	ご精算日
0001	3939	2017. 2.21	2017. 2.24

感謝 太郎 様

作成日 2017年 2月21日
1頁

特定口座：源泉徴収あり

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。
取引の都度、年初からの譲渡損益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は、還付金としてご返金いたします。
還付金はその都度お客様の口座にご入金いたします。

①

今回のお取引の譲渡損益額	①源泉徴収額	②(内訳)所得税	③(内訳)住民税
18,842	3,827	2,885	942

平成25年以降、所得税には復興特別所得税（所得税×2.1%）が付加されております。

源泉徴収額①＝②＋③

②

前回お取引までの年間損益額	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回お取引までの所得税徴収額	前回お取引までの住民税徴収額
18,926	3,844	2,898	946
今回お取引後の年間損益額	**今回お取引後の年間源泉徴収額**	**今回お取引後の所得税徴収額**	**今回お取引後の住民税徴収額**
37,768	7,671	5,783	1,888

平成22年以降、源泉徴収・配当収入の口座については、配当と譲渡の損益通算を行いますが、
本お知らせにこの内容は含まれておりません。

（単位：円）

39 Arigato Asset Management Inc.
東京都千代田区内神田2-15-9
ありがとう投信株式会社
Arigato Asset Management Inc.
TEL 03-5295-8030

①	今回のお取引後の当日の譲渡損益額	今回のお取引で発生した損益額です。
	①源泉徴収額・還付額	今回のお取引で源泉徴収額または還付額として発生したものです。 源泉徴収の場合は解約代金から差し引き、還付の場合は解約代金に加えて、お支払いします。

②	前回お取引までの年間譲渡損益額	前回までの譲渡損益額です。
	前回お取引までの年間源泉徴収額	前回までの源泉徴収額として発生したものです。発生していない場合は、0と記載されます。
	今回お取引後の年間譲渡損益額	今回のお取引を含めた譲渡損益額です。該当年の1月から今回のお取引までの合計損益額です。
	今回お取引後の年間源泉徴収額	今回のお取引を含めた源泉徴収額として発生したものです。 該当年の1月から今回のお取引までの合計源泉徴収額です。